

新冠町地域防災計画

資料編

新冠町地域防災計画 資料編 目次

	ページ
1 新冠町防災会議条例	1
2 新冠町防災会議運営規程	3
3 新冠町防災会議の概要	5
4 新冠町災害対策本部条例	6
5 新冠町災害対策本部規程	7
6 災害記録	8
7 災害危険区域	13
8 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	19
9 津波避難対策緊急事業計画	21

新冠町防災会議条例

〔昭和 38 年新冠町条例第 7 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、新冠町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新冠町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 日高中部消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 日高中部消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が

任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

新冠町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、新冠町防災会議条例（昭和38年条例第7号）第6条の規定により、新冠町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、防災会議を招集するときは、その日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、委員総数の2分の1以上の委員から請求があるときは、防災会議を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理出席する者は、委員と同一の機関に属する者から当該委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 防災会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 3 防災会議は、会長が必要と認めた場合に、書面により開催することができる

(専門委員)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員を防災会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 防災会議は、公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、相当な理由があると会長が認めた場合は、これを非公開とすることができる。

- 2 会長は、防災会議の公開にあたり、会議の円滑で静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課すことができる。

3 防災会議の資料は、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。

(会議録)

第7条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過及び審議された事項
- (4) その他参考事項

(委員の異動報告)

第8条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年11月6日から施行する。

新冠町防災会議の概要

法：災害対策基本法
条例：新冠町防災会議条例

1、設置の根拠

災害対策基本法第16条第1項による。

2、設置の目的

市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のために設置する。

3、防災会議の役割〔所掌事務〕（町条例第2条各号）

(1) 新冠町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画を調査審議すること。

(4) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令によりその権限に属する事務

4、防災会議の組織

(1) 組織 会長及び委員で組織（条例第3条第1項）

(2) 会長 町長（条例第3条第2項）

(3) 委員 町長が任命（条例第3条第5項第1号～第8号）

①指定地方行政機関の職員

②北海道職員

③北海道警察の警察官

④町職員

⑤教育長

⑥日高中部消防組合職員

⑦日高中部消防組合消防団

⑧指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

※委員定数は20人以内（条例第3条第6項）

※⑧のみ任期を設定し、期間は2年（条例第3条第7項）

5、防災会議の運営

(1) 議事等（条例第6条）

防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

新冠町災害対策本部条例

〔昭和 38 年新冠町条例第 8 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、新冠町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受けて災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

新冠町災害対策本部規程

〔平成 10 年新冠町訓令第 6 号〕

(目的)

第 1 条 この訓令は、新冠町災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 8 号）の規程に基づき、新冠町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長、部長、副部長、班長及び班員をもって、別表第 1 により、これを組織する。

2 本部長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、関係機関の職員その他災害救助に関係のある者の中から本部員を委嘱することができる。

(分担)

第 3 条 各部、各般の業務分担は別表第 2 のとおりである。

(計画)

第 4 条 各部長は、所属部員の勤務方法その他対策実施に必要な細目計画を樹立するものとする。

(本部員会議)

第 5 条 本部長は、災害対策に関し重要な事項が生じたときは、本部員会議を招集することができる。

2 前項の会議は、本部長、副本部長、教育長及び各部長、副部長により組織する。

(非常配備)

第 6 条 各非常配備は、別表第 3 のとおりとする。

(委任)

第 7 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料6 災害記録

発 生 年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和10年 9月26日	高 潮	節婦海岸	魚網・漁船・漁具の流出 水産加工場 4棟流出 住 宅 8戸流出
昭和20年 1月21日	火 災	節婦市街	住宅全焼 28戸
昭和21年12月	火 災	節 婦	節婦小学校 全焼
昭和27年 3月 4日	十勝沖地震	全 域	住宅全壊 1戸 住宅半壊 22戸 大狩部小学校 大破 東川・太陽・朝日・若園各小学校 半壊
昭和30年 7月 4日	水 害	全 域	被害耕地 1,642ha 住宅流出 44戸 住宅全壊 14戸 住宅半壊 26戸 住宅浸水 378戸 死者 27人
昭和34年 1月30日	火 災	新冠市街	新冠町庁舎 全焼
昭和37年 8月	大雨災害	全 域	被害耕地 27ha 住宅浸水 82戸 行方不明 1人 道路等土木被害 76ヶ所
昭和39年 5月 8日	火 災	共 栄	東川小中学校 全焼
昭和50年 2月27日	火 災	若 園	若園小学校 全焼
昭和51年10月20日 21日	大雨災害	全 域	被害耕地 19ha 住宅浸水 82戸 土木被害 100ヶ所 治山被害 22ヶ所
昭和56年 7月 5日 ～7日	大雨災害	全 域	被害耕地 30ha 土木被害 32ヶ所 治山被害 8ヶ所
昭和56年 8月 3日 ～6日	大雨災害	全 域	被害耕地 320ha 住宅被害 105戸 死者 3人 土木被害 89ヶ所

			治山被害 18ヶ所
昭和57年 3月21日	浦河沖地震	全 域	住宅一部破損 1戸 土木被害 3ヶ所 商店商品被害 10,550千円
昭和59年 7月17日	大雨災害	全 域	被害耕地 51ha 農業施設 38ヶ所 土木被害 357ヶ所 治山被害 23ヶ所 住宅浸水 11戸
平成 2年 4月22日 23日	大雨災害	全 域	土木被害 17ヶ所
平成 4年 8月 9日	大雨災害 (台風10号)	全 域	住宅浸水 4戸 道路・河川被害 117ヶ所 治山・林道被害 21ヶ所 農業用施設 3ヶ所
平成 7年 8月 9日	大雨災害	全 域	人的被害(軽傷) 1人 住宅破損 1戸 住宅浸水 14戸 農業施設 30ヶ所 土木被害 87ヶ所 治山被害 10ヶ所 水道施設 6ヶ所 学校教育施設 3ヶ所 社会教育施設 3ヶ所 被害総額 785,361千円
平成 7年 8月20日 21日	大雨災害	全 域	農業施設 8ヶ所 土木被害 16ヶ所 治山被害 52ヶ所 水道施設 5ヶ所 学校教育施設 3ヶ所 被害総額 745,091千円
平成 9年11月26日 27日	大雨災害	全 域	土木被害 55ヶ所 林業被害 3ヶ所 衛生被害 2ヶ所 被害総額 26,726千円

平成10年 9月 8日 9日	大雨災害	新冠市街	床下浸水	5戸
平成12年 5月14日 15日	大雨災害	全 域	農業被害 土木被害 林業被害 被害総額	9件 55ヶ所 2ヶ所 305, 385千円
平成13年 8月23日	台風11号	全 域	農業被害 土木被害 林業被害 被害総額	2ha 55ヶ所 7ヶ所 161, 822千円
平成13年 9月11日	台風15号	全 域	農業被害 土木被害 林業被害 衛生被害 公立文教被害 社会教育施設 その他 被害総額	2. 99ha 154ヶ所 7ヶ所 7ヶ所 6ヶ所 1ヶ所 8ヶ所 607, 162千円
平成15年 8月 9日 10日	台風10号	全 域	人的被害(死者・軽傷) 住家被害 全壊8棟・半壊7棟・一部損壊3棟 床上浸水10棟・床下浸水50棟・ 非住家被害 全壊6棟・半壊2棟 農家被害 農地475. 85ha農作物944. 16ha 農業用施設 営農施設 その他 土木被害 水産被害 林業被害 衛生被害 商工業被害 公立文教被害 社会教育施設・社会福祉施設 その他 被害総額	2人 各1ヶ所 4ヶ所 16, 414, 670千円

平成15年 9月26日	十勝沖地震	全 域	人的被害 5人 住宅被害 半壊4棟・一部損壊23棟 営農施設被害 2施設 土木被害 7ヶ所 商工業被害 15ヶ所 被害総額 44,690千円
平成18年 8月18日 19日	台風10号	全 域	土木被害 75ヶ所 林業被害 7ヶ所 衛生被害 7ヶ所 農業用施設 7ヶ所 農業被害 2.08ha 被害総額 165,385千円
平成20年 7月22日 23日	大雨災害	全 域	土木被害 196ヶ所 農業用施設 50ヶ所 水道施設 9ヶ所 治山林道被害 26ヶ所 農地被害 6ヶ所 農作物被害 122.27ha 被害総額 310,306千円
平成23年 3月11日 (東日本大震災)	津波被害	節婦町 地区	漁業協同組合施設 1ヶ所 漁業被害 3世帯 被害総額 6,252千円
平成28年 7月27日 ~29日	大雨災害	全 域	土木被害 29ヶ所 農業用施設 12ヶ所 林業被害 6ヶ所 18,710千円
平成28年8月22日	台風9号 大雨災害	全域	住家被害 床上浸水6戸 床下浸水12戸 農業被害 128ヶ所 土木被害 314ヶ所 水産被害 1ヶ所 林業被害 36ヶ所 水道被害 12ヶ所 被害総額 841,862千円

平成28年8月30日	台風10号 大雨災害	全 域	住家被害 全壊1戸 床上1戸 床下4戸 非住家被害 全壊2戸 土木被害 3ヶ所 水産被害 4ヶ所 被害総額 21,683千円
平成30年2月5日	大雪災害	全 域	農業被害 327,692千円 (ビニールハウスの倒壊等)
平成30年9月6日 (北海道胆振東部地震)	地震	全 域	震度5強を観測 人的被害 重傷者 1名 大規模停電が発生(ブラックアウト) 復旧まで最大45時間程度を要した
令和3年1月14日	竜巻被害	節婦町 地区	家屋6棟・物置4棟・車庫1棟・スクールバス待合 室1棟他車両1台 被害総数 13件 1,000千円
令和3年11月9日	大雨災害	全 域	土木被害 18ヶ所 被害総額 4,910千円
令和4年8月15日 ~16日	大雨災害	全 域	住宅被害 床上浸水1棟・床下浸水3棟 土木被害 31ヶ所 被害総額 749,000千円 農業被害 23ヶ所 被害総額 12,570千円

資料 7 災害危険区域

1 水防区域

○北海道水防計画による

〈水位周知河川・・・洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を北海道が指定〉

水系	河川	名称	河川位置	所在地	左岸	右岸
厚別川	厚別川	新和	海から 16.8 km	新和 9-1	自：里平川との合流点 至：字東川 126 番 1 地先のブ ケマ橋下流端	自：里平川との合流点 至：日高町字豊田 474 番 1 地先のブケマ橋下流端
厚別川	厚別川	豊田	海から 6.4 km	共栄 197	自：字東川 126 番 1 地先のブ ケマ橋下流端 至：海	自：日高町字豊田 474 番 1 地先のブケマ橋下流端 至：海
新冠川	新冠川	姉去	海から 8.7 km	大富 237	自：アクマッパ川との合流 点 至：海	自：アクマッパ川との合流 点 至：海

〈重要水防箇所・・・洪水又は津波・高潮により相当な損害が生ずるおそれのある河川を北海道が指定〉

水系	河川	地区	位置 (起点/終点)	区域延長
厚別川	厚別川	起：大狩部 厚賀橋から 0.20 km 上流	終：大狩部 厚賀橋から 0.58 km 上流	1.11 km
厚別川	厚別川	起：大狩部 厚賀橋から 0.93 km 上流	終：大狩部 厚賀橋から 2.02 km 上流	1.44 km
厚別川	厚別川	起：共栄 東川大橋から 0.98 km 下流	終：東川 ブケマ橋	2.30 km
厚別川	厚別川	起：正和 茶良瀬橋から 1.0 km 上流	終：正和 富本橋から 0.69 km 上流	1.69 km
厚別川	厚別川	起：新和 富本橋から 1.5 km 上流	終：新和 里平橋から 1.38 km 下流	0.62 km
厚別川	厚別川	起：新和 里平橋から 0.63 km 下流	終：新和 里平橋	0.63 km
新冠川	新冠川	起：新冠 河口	終：万世 名和橋から 1.34 km 下流	13.10 km
新冠川	新冠川	起：明和 滑若橋から 0.55 km 下流	終：泉 ホトトギス橋	6.99 km
新冠川	新冠川	起：高江 新冠橋	終：泉 ホトトギス橋から 1.36 km 下流	21.95 km

2 高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画

危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)※()はJR管理分	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
新冠	2811	1144	1055(1756)	高波津波	284		町道 浜通り線		道	海岸法	S43.12.17	2578	○		道建設部	昭和58年から実施
新冠	500	500	500	高波津波	3		町道 新冠市街地線2号支線		道	海岸法	S43.12.17	2578	○		道建設部	計画検討中
節婦町	440	440	440	高波津波	130	水産倉庫 共同倉庫 漁協事務所	町道 節婦市街地線		道	海岸法	H14.11.27	1831	○		道建設部	護岸を計画
高江	1020	737	(700)	高波津波	0				道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道建設部	
節婦町	360	360	360	高波津波	10		町道 節婦市街地線		道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道建設部	令和6年完了予定
節婦町	600	600		高波津波	30		町道 節婦共同干場線		道	海岸法	H14.11.27	1831		○	道建設部	護岸を計画
大狩部	6563		(6563)	高波津波	10		国道								JR	令和4年から実施

3 市街地における低地帯の浸水予想区域

危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
市町村名	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
新冠町	本町	本町団地付近一帯	0.4	低地浸水	20		町道 浜通り線								町	計画 検討中
新冠町	中央町	中央町北中央団地及び文教地区一帯	0.6	低地浸水	75	保育所 児童館 スポーツセンター 町民センター 郷土資料館									町	計画 検討中

4 地すべり・がけ崩れ土石流危険区域

区分	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
急傾斜地の崩壊	新冠町字岩清水	新冠岩清水 1	I-3-373-2013	令和 3 年 3 月 16 日	○	○	
	新冠町字岩清水	新冠岩清水 2	I-3-374-2014	令和 3 年 3 月 16 日	○	○	
	新冠町字岩清水	新冠岩清水 3	I-3-375-2015	令和 3 年 3 月 16 日	○	○	
	新冠町字岩清水	新冠岩清水 4	I-3-376-2016	令和 3 年 3 月 16 日	○	○	
	新冠町字若園	新冠若園	I-3-368-2008	令和 3 年 3 月 16 日	○	○	
	新ひだか町静内駒場,新冠町字本町,字西泊津	静内駒場 3	III-3-70-548	令和元年 5 月 7 日	○	○	新ひだか町と重複
	新冠町東泊津・西泊津	新冠東泊津	II-3-243-1416	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町節婦町	新冠節婦 1	I-3-369-2009	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町節婦町	新冠節婦 2	II-3-238-1411	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町節婦町	新冠節婦 3	II-3-239-1412	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町節婦町	新冠節婦 4	II-3-240-1413	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町節婦町	新冠節婦 5	II-3-241-1414	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町高江	新冠高江 5	II-3-235-1408	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町高江	新冠高江 6	II-3-236-1409	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町高江	新冠町高江	II-3-237-1410	平成 30 年 5 月 8 日	○	○	
	新冠町東町	新冠東町	I-3-372-2012	平成 29 年 3 月 17 日	○	○	
	新冠町高江	新冠高江 3	II-3-233-1406	平成 29 年 3 月 17 日	○	○	
	新冠町高江	新冠高江 4	II-3-234-1407	平成 29 年 3 月 17 日	○	○	
	新冠町高江	新冠高江 1	I-3-370-2010	平成 27 年 3 月 31 日	○	○	
	新冠町高江	新冠高江 2	I-3-371-2011	平成 27 年 3 月 31 日	○	○	
新冠町高江	新冠高江 8	II-3-242-1415	平成 27 年 3 月 31 日	○	-		

区分	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
土石流	新冠町字岩清水	佐藤沢川	II-34-1180	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字古岸	古岸2号川	II-34-1150	令和3年3月16日	○	○	
	新冠町字岩清水	大宮の沢川	II-34-1190	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字太陽	太陽一の沢川	II-34-0930	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字太陽	太陽三の沢川	II-34-0950	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字太陽	太陽二の沢川	II-34-0940	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字太陽	太陽学校沢川	I-34-0920	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字岩清水	岩清水沢川	I-34-1200	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字東川	東川2号川	II-34-1000	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字東川	東川6号川	II-34-1020	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字東川	東川7号川	II-34-1030	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字東川	東川二の沢川	II-34-1010	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字東川	柏木の沢川	II-34-0990	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字泉	泉の沢川	II-34-1210	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字美宇	美宇一の沢川	II-34-0900	令和3年3月16日	○	○	
	新冠町字美宇	美宇三の沢川	II-34-0980	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字美宇	美宇二の沢川	II-34-0970	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字美宇	芽呂一の沢川	II-34-0960	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字若園	若園一の沢川	II-34-1170	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字若園	若園無名川	II-34-1160	令和3年3月16日	○	-	
新冠町字新栄	鈴木の沢川	II-34-1240	令和3年3月16日	○	○		
新冠町字新栄	鈴木の沢川一の沢川	II-34-1230	令和3年3月16日	○	○		

区分	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	備考
土石流	新冠町字新栄	鈴木の沢川二の沢川	II-34-1250	令和3年3月16日	○	○	
	新冠町字泉	関村沢川	II-34-1220	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字太陽	高田の沢川	II-34-0910	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町高江	新冠町高江	II-34-1080	平成30年5月8日	○	-	
	新冠町高江	新冠町高江	II-34-1140	平成30年5月8日	○	○	
	新冠町高江	新冠町高江	II-34-1130	平成30年5月8日	○	○	
	新冠町節婦町	神社沢川	I-34-1060	平成30年5月8日	○	-	
	新冠町節婦町	節婦一の沢川	II-34-1050	平成30年5月8日	○	○	
	新冠町節婦町	節婦学校沢川	I-34-1040	平成30年5月8日	○	○	
	新冠町高江	高江の沢川	II-34-1120	平成30年5月8日	○	-	
	新冠町高江	オト牧場の沢川	II-34-1110	平成30年5月8日	○	-	
	新冠町大富	万揃4号川	II-34-1270	平成29年3月17日	○	○	
	新冠町大富	東泊津の沢川	II-34-1260	平成29年3月17日	○	○	
	新冠町高江	神社の沢川	I-34-1100	平成27年3月31日	○	○	
	新冠町高江	神社の沢川左の沢川	I-34-1100-1	平成27年3月31日	○	-	
	新冠町高江	青年の家沢川	I-34-1090	平成27年3月31日	○	-	
	新冠町節婦町	神山川	II-34-1070	平成26年2月4日	○	-	
地すべり	新冠町字太陽	太陽	3-51-196	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字太陽	太陽第二	<2>-3-7	令和3年3月16日	○	-	
	新冠町字節婦町	節婦	3-50-195	令和3年3月16日	○	-	

資料 8 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

名称	住所	避難場所 指定緊急	指定避難所	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波
本町多目的交流センター	字本町 44	○	○	2 階以上	○	○	/	○
社会福祉協議会	字本町 42-4	○	○	2 階以上	○	○	/	/
新冠小学校	字中央町 20-1	○	○	/	○	○	○	/
新冠小学校体育館	字中央町 20-1	○	○	/	○	○	○	○
新冠中学校	字北星町 21-2	○	○	3 階以上	○	○	○	/
北星生活館	字北星町 16-6	○	○	/	○	○	/	/
役場庁舎	字北星町 3-2	○	○	2 階以上	○	○	○	○
北星町地区高台（日高自動車道） ※建設予定	字北星町 11-2 地先	○	/	○	/	/	/	○
東町生活館	字東町 13-9	○	○	/	○	○	/	/
氷川神社境内	字東町 4-1	○	/	○	○	○	○	○
泊津高台（東町避難路地先）	字東町 7-1	○	/	○	○	○	○	○
泊津生活館	字西泊津 16-2	○	○	○	○	/	/	○
新冠温泉「レ・コードの湯」	字西泊津 16-3	○	○	○	○	/	○	○
ホロシリ乗馬クラブ	字西泊津 26	○	○	○	○	/	○	○
高江農村環境改善センター	字高江 295-4	○	○	/	○	○	/	/
サラブレッド銀座駐車公園	字高江 97-3	○	/	○	○	○	○	○
ボロシリ生活館	字高江 489-4	○	○	○	○	○	○	○
朝日地区高台（田淵地先）	字朝日 351	○	/	○	○	/	○	/
朝日小学校	字朝日 295-4	○	○	○	○	/	○	○
朝日農村環境改善センター	字朝日 166	○	○	/	○	/	/	/
朝日地区高台（藤澤地先）	字朝日 389-7	○	/	○	○	/	○	/
大富生活館	字大富 75-2	○	○	/	○	/	/	/
大富地区高台（赤坂地先）	字東泊津 182-2	○	/	○	○	/	○	/
万世生活センター	字大富 161-1	○	○	/	○	/	/	/
万世地区高台（芳住地先）	字万世 165-6	○	/	○	○	/	○	/
万世地区高台（アラキファーム地先）	字万世 188-4	○	/	○	○	/	○	/
緑丘生活センター	字緑丘 12-10	○	○	○	○	/	/	/
古岸生活館	字古岸 105-3	○	○	/	○	/	/	/
古岸地区高台（ヒノデファーム地先）	字古岸 104-1	○	/	○	○	/	○	/
明和生活センター	字明和 154-12	○	○	○	○	/	/	/

名称	住所	避難場 指定緊急	指定避難所	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波
新栄開拓婦人ホーム	字新栄 97-1	○	○	○	○	/	/	/
新栄地区高台（津田牧場地先）	字新栄 51-8	○	/	○	○	/	○	/
新栄生活センター	字新栄 162-1	○	○	/	○	/	/	/
泉生活館	字泉 34-1	○	○	/	○	/	/	/
泉地区避難所（大森地先）	字泉 247-5	○	○	○	○	/	○	/
若園地区高台（メイタイ地先）	字若園 4-4	○	/	○	○	/	○	/
若園地区高台（松本地先）	字若園 77-1	○	/	○	○	/	○	/
若園生活館	字若園 62-3	○	○	/	○	/	/	/
若園地区高台（八木沢地先）	字若園 135-1	○	/	○	○	/	○	/
節婦生活館	字節婦町 221-12	○	○	/	○	○	/	/
旧節婦小学校体育館	字節婦町 24-2	○	○	○	○	○	○	○
節婦地区高台（海淵宅前地先）	字節婦町 10-1	○	/	○	○	○	○	/
節婦金毘羅神社	字節婦町 97-4	○	/	○	○	○	○	○
日高軽種馬共同育成公社事務所周辺	字節婦町 71-4	○	○	○	○	○	/	○
節婦地区高台	字節婦町 71-11	○	/	○	○	○	○	○
大狩部生活館	字大狩部 36-2	○	○	/	○	○	/	/
大狩部生活センター	字大狩部 75-8	○	○	○	○	○	/	○
大狩部地区高台（白浜地先）	字大狩部 136-4	○	/	○	/	/	/	○
共栄生活館	字共栄 319-4	○	○	/	○	/	/	/
共栄地区高台（河原地先）	字共栄 41	○	/	○	○	/	○	○
東川地区高台（共同墓地地先）	字共栄 333	○	/	○	○	/	○	/
東川生活センター	字東川 77-2	○	○	/	○	/	/	/
美宇生活センター	字美宇 299-2	○	○	○	○	/	/	/
美宇地区高台（ノースヒルズ地先）	字美宇 207	○	/	○	○	/	○	/
芽呂生活改善センター	字美宇 179-9	○	○	/	○	/	/	/
美宇地区高台（益子地先）	字美宇 155-7	○	/	○	○	/	○	/
新和生活館	字新和 143-3	○	○	/	○	/	/	/
新和地区高台（錦岡牧場地先）	字新和 262	○	/	○	○	/	○	/
太陽地区高台（大槻地先）	字太陽 14-2	○	/	○	○	/	○	/
太陽開拓婦人ホーム	字太陽 204-16	○	○	/	○	/	/	/
太陽地区高台（高橋地先）	字太陽 289-1	○	/	○	○	/	○	/
里平生活センター	字里平 20-3	○	○	/	○	/	/	/
里平地区高台（佐藤地先）	字里平 70-4	○	/	○	○	/	○	/

津波避難対策緊急事業計画 (令和6～7年度)

新冠町
令和6年3月

津波避難対策緊急事業計画

【総括編】

1. 推進計画（地域防災計画）において定めている津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（新冠町地域防災計画）において定める津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項は以下のとおりである。

地震・津波対策編 第9章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第10節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業計画を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
節婦町周辺地区	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和6年度～ 令和7年度

2. 事業の必要性

（1）事業の必要性

令和3年7月に北海道が公表した「太平洋沿岸の津波浸水想定」では、最大津波高が、7.4m～10.3m、最大津波到達時間が26分～34分、最大浸水想定面積は、442haと設定されている。令和3年10月には北海道が新冠町を「津波災害警戒区域」に指定し、基準水位が公表されたとともに、同年7月には「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」が北海道から発表され、津波による死者数は、人口の約半数にあたる2,600人（冬の夕方・深夜で早期避難率が低い場合）、低体温症要対応者300人、負傷者数150人と想定されている。このことから、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う最大クラスの地震による津波から町民の生命を守るため、当町の地域防災計画により、浸水想定区域内の地区において、居住地区内に高台や津波避難場所がなく、津波到達時間までに避難を完了することが困難な状況である地域においては、津波による被害者を減らすため、迅速で円滑な住民の避難の実現に必要な津波避難施設の整備が必要である。

また、厳冬期や積雪期に対する津波避難対策が重要であると指針が示されたことから、厳冬期・積雪期に対応した津波避難施設等の整備が必要である。

（2）個別地区ごとの事業の必要性

○^{セツブチョウ}節婦町周辺地区

当地区は、北海道津波想定によると、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する浸水深30cm以上の津波が地震発生後21分で到達し、最大9.5mの基準水位と想定されている。避難準備により避難行動の開始に10分かかることから、移動可能時間を11分としている。移動可能距離については、1秒間に移動できる距離を非積雪時0.68m、積雪時0.54m（北海道公表の被害想定における平均移動速度）と想定していることから、津波到達まで非積雪時450m、積雪時350m移動が可能であると想定している。また、低体温症のリスクに備える必要があるため、屋内空間を備えた施設を整備する必要がある。

節婦町周辺地区の想定避難者数は300人であるため、300㎡（1人あたり1㎡）の避難場所と備蓄庫等のスペースが必要となる。節婦町周辺地区には、津波到達時刻までに避難できる高台や新たに指定が可能な高層階を有する建物がないため、緊急的な避難の確保を目的とした津波避難施設整備を行い、津波避難困難者の緊急的な避難対策の確保を図る必要がある。当事業による津波避難施設の整備により、避難困難者300人の津波避難施設への避難が可能となる。

・節婦町周辺地区 津波避難タワーの詳細情報

避難対象面積:20.00ha
 想定避難者数:300人（うち要配慮者28人）
 避難面積:300.0㎡（300人×1㎡）
 施設面積:600.0㎡
 基準水位:7.3m
 津波到達時間:21分
 避難階高さ:8.0m（基準水位7.3m+余裕高0.7m）

3. 津波避難対策の実施に関する目標及び達成期間

地区名	事業種類	目標	達成期間
節婦町周辺地区	1号 避難施設その他の避難場所	1箇所	令和 6 ~ 7 年度

【地区別編】

4. 津波避難対策緊急事業計画を行う区域ごとの事業一覧
節婦町周辺地区

事業主体	施設名	事業量	全体事業費 (百万円)	実施 予定年度	所管省庁	嵩上措置等を予定す る交付金事業等	事業 種類	図 No.
新冠町	津波避難タワー	A=300㎡ 避難人数=300人	206.3	R6~R7	国土交通省	防災・安全交付金 都市防災総合推進事業	1	1
合計	1号 避難施設その他の避難場所		206.3				1	
	2号 避難経路		0				2	
	3号 集団移転促進事業		0				3	
	4号 3号に関連し移転が必要な施設		0				4	

位置図 (節婦町周辺地区)

